

平成30年第3回定例会 所管事務調査資料

1 子ども条例制定に対する市の考え方について

子ども条例は、「子どもの最善の利益」の実現を目的としており、その実現のためには施策の実効性が不可欠ですが、本市では、子どもの擁護、家庭環境への支援、子どもの特性への支援、地域支援など様々な視点から多様な取組を実施しています。

こうした取組については、今後もさらに推進していくこと、また、法定計画で実効性を担保しているため現時点では条例の制定は考えていませんが、今後、子ども・子育て支援事業計画の改定作業を予定しているため、子どもの権利擁護の観点からの取組に関して検討していきたいと考えています。

2 子どもの権利救済を図る専門機関に対する市の考え方について

本市では児童館事業、放課後児童クラブ、子どもの生活・学習支援事業など様々な子育て支援施策を行っていることから、「専門機関による相談窓口」という直接的な窓口ではなく、「個々の居場所」での普段のコミュニケーションの中で子どもの思いを受け止めたり、必要に応じて専門相談につないでいくなど、「居場所の持つ相談やつなぎの機能」を強化していくことで、子どもの権利救済を図っていききたいと考えていますが、先進事例についても調査・研究していききたいと考えています。

3 児童福祉法第10条の2に基づく子ども家庭総合支援拠点に対する市の考え方について

子ども家庭総合支援拠点は、社会的養護からのアプローチとしての継続的なソーシャルワークを行う拠点と位置づけられています。類似した機能として、母子保健からのアプローチの拠点としての子育て世代支援包括支援センターがあり、健康推進課及び子育て支援課の両課を位置づけたところです。

子ども家庭総合支援拠点は、今は検討中ですが、まずは市での設置を想定しています。国は今年度中に立ち上げ支援マニュアルを作成し、県においても指針を示すこととしているため、国や県の動向を注視していきます。また、先進事例を調査研究しつつ、前向きに検討を進めていきます。